

行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の法律第二 〇一二-四〇九号(一)

フランス刑事制裁研究会(訳)

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

徳永, 元
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1445854>

出版情報 : 法政研究. 80 (4), pp. 539-554, 2014-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

行刑計画に関する二〇一二年三月二七日 の法律第二〇一二・四〇九号(一)

フランス刑事制裁研究会（訳）

はしがき

行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の法律第二〇一二・四

〇九号

第一章 行刑計画に関する諸規定

第二章 行刑を改良するための諸規定

第三章 没収刑の執行に関する諸規定

第四章 雑則（以上、本号）

附則 行刑政策の目的を定義する報告書

はしがき

本資料は、「行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の

法律第二〇一二・四〇九号 (Loi n° 2012-409 du 27 mars

資料 2012 de programmation relative à l'exécution des

peines⁽¹⁾」を訳出したものである。⁽²⁾

本法は、フランスにおいて進められてきた行刑改革の一環であり、その中でもかなり大がかりなものの一つということができる。

本法では、①施設内処遇の迅速化・効率化、②累犯対策の強化、及び、③非行少年に対する処遇の改善、という三つの目的が掲げられ、それぞれに興味深い施策が提示されている。もっともその内容は、基本的に監視・監督の強化に傾斜しており、その意味でかなり踏み込んだ内容も伴う。例えば、施設内処遇に関しては、短期自由刑のための施設整備が提案され、これまでの刑の修正による社会内処遇への移行とは逆の方向性が看取される。敢えて、弊害が多いとされる短期自由刑の活用を推進しようとする点には、サルコジ政権の治安強化の姿勢が端的に表れている。

また、累犯対策においては、累犯の危険性判定のために鑑定の充実が志向されている。鑑定医の増員等それ自体首肯されうる点も見受けられるが、鑑定による危険性判断が保安処分拡大の礎になるものである以上、これもまた治安強化の文脈で捉えられよう。

さらに、少年に対しても、施設内処遇を拡充する方向での監視・監督の強化が図られており、本法では、一貫した

治安強化策が展開されているのが分かる。

このように、本法は、治安強化を鮮明に打ち出し、施設内処遇の拡充及び保安処分の活用を推進しようとするものであるが、このことは、ダイバージョンによる短期自由刑の弊害回避、社会内処遇による社会復帰の促進等、これまで築き上げられてきた実践的取組を阻害する危険を多分に含んでいるといわなければならない。

この点、本法の内容を吟味することは、厳罰化立法が相次ぐわが国において、あるべき再犯防止策とはいかなるものなのかを考える一つの契機になるであろう。

なお、フランスでは、サルコジからオランドに政権が移ったが、この政権交代が行刑政策にどのような影響を及ぼすかについては、今後注意深く見守っていく必要がある。

ところで、本法の形式的な特徴として、立法目的ないし立法事実を示す詳細な報告書が末尾に「附則」の形で添付されている点が挙げられる。ここでは、フランスにおける行刑の現状が細部にわたって記述されており、本法を正確に理解する上で、また、フランス行刑の直面している課題を把握する上で、きわめて有益である。

以下、本法律を翻訳して紹介する。なお、翻訳に当たっては、徳永元（九州大学大学院法学府博士後期課程）〔第

一章〕、「第二章」、「第三章」及び「第四章」担当）、及び、井上宜裕（九州大学大学院法学府教授）〔「附則」担当〕が分担し、フランス刑事制裁研究会で逐語的に再検討しつつ、訳語や表現の統一を行った。

（井上宜裕）

行刑計画に関する二〇一二年三月二七日の

法律第二〇一四〇九号

NOR : JUSX1128281L

国民議会及び元老院が審議を行い、

国民議会が可決し、

憲法院二〇一二年三月二二日裁決（DC第二〇一二十六

一号）に鑑み、

共和国大統領は以下の内容の法律に審署する。

第一章 行刑計画に関する諸規定

第一条

本法に付属する行刑政策の目的を定義する報告書が承認される。

第二条

行刑公役務に関する一九八七年六月二二日の法律第八七―四三二号第二条は、次のように修正される。

一 第一項は、次のように起草される一文により補完される。

「この任務は、加えて、指導、記録及び監視を除く、行刑施設の利用または保守を対象とする。」

二 第二項第一文の後に、次のように起草される一文が挿入される。

「この契約は、特に、公契約法典第三六条及び第六七条に定められる競争的交渉手続に従って、同条に定められる条件の下で締結されうる。」

第三条

I ― 公用収用法典第L.一五九条に定められる手続は、その取得が行刑施設の建設または拡張のために必要な宅地または非宅地の国による即時占有開始に適用される。

第L.一五九条第一項に定められる、コンセイユデータの一致した意見に基づくデクレは、遅くとも二〇一六年一月三十一日までに決定されなければならない。

II ― 都市計画法典第L.三二四―一条、第L.三二四―二条

及び第L.三二四―六条は、必要な場合、公用収用法典第L.一五九条に定められる手続に従って行われる、行刑施設の建設または拡張に適用される。

第二章 行刑を改良するための諸規定

第四条

I ― 刑事訴訟法典第四条は、次のように改正される。

一 第七項において、「社会復帰・保護観察局、監督付教育の権限を持つ部局、または、第八一条に定められる条件の下で資格を持つ全ての者、第六項」という文言は、「第八一条第六項に定められる条件の下で資格を持つ者、または、物理的不能の場合、社会復帰・保護観察局」という文言により置き換えられる。

二 第九項において、「社会復帰・保護観察局、青少年の司法的保護の権限を持つ部局、または、第八一条の条件の下で資格を持つ全ての者、第六項」という文言は、「第八一条第六項に定められる条件の下で資格を持つ者、または、物理的不能の場合、社会復帰・保護観察局」という文言により置き換えられる。

II ― 同法典第八一条第七項第一文において、「場合によって、社会復帰・保護観察局、青少年の司法的保護の権

限を持つ部局、または、前項の適用において資格を持つ全ての団体」という文言は、「第六項の適用において資格を持つ者、または、物理的不能の場合、社会復帰・保護観察局」という文言により置き換えられる。

III — 犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五・一七四号は、次のように改正される。

一 「収集する (recueillir)」という文言の後に、第八条第四項の末尾が次のように起草される。「あらゆる調査により、少年の人格及び社会的・家庭的环境に関する情報(を)」。

二 「負担させる (charger)」という文言の後に、第一条第四項の末尾が次のように起草される。「青少年の司法的保護の公的セクター、並びに、少年の人格及び社会的・家庭的环境に関する調査を行う資格を持つ連合セクターの役割(を)」。

第五条

I — 刑事訴訟法典第一三八条第一〇号は、次のように起草される三文により補完される。

「司法的統制に付す旨の命令の写しは、予審判事により、予審対象者を観察しなければならない医師または心理学者

に送付される。捜査または予審の間に行われた鑑定の報告書は、医師もしくは心理学者の請求または予審判事の主導により、医師または心理学者に送付される。予審判事は、同様に、医師または心理学者に、一件記録のその他あらゆる有用な書類を送付することができる。」

II — 刑法典第一三二・四五条第三号は、次のように起草される三文により補完される。

「これらの処分を命じる決定の写しは、刑罰適用判事により、有罪宣告を受けた者を観察しなければならない医師または心理学者に送付される。訴訟手続の間に行われた鑑定の報告書は、医師もしくは心理学者の請求または刑罰適用判事の主導により、医師または心理学者に送付される。刑罰適用判事は、同様に、医師または心理学者に、一件記録のその他あらゆる有用な書類を送付することができる。」

III — 公衆衛生法典第三七一・一二条第一項は、次のように起草される。

「刑罰適用判事は、主治医に、調整医を介して、治療を命じた判決の写しを送達する。判事は、同様に、主治医に、主治医の請求または自らの主導により、調整医を介して、捜査または予審の間に行われた医学鑑定の報告書、予審終局時の請求、判決裁判所への移送決定、有罪判決、及び、

刑の執行中に自らが命じた鑑定報告書の各写しを送達する。判事は、加えて、主治医に、一件記録のその他あらゆる有用な書類を送付することができる。」

第六条

I — 刑事訴訟法典は、次のように修正される。

一 第一三八一一条の後に、次のように起草される第一三八二条が挿入される。

「第一三八二条 重罪または第七〇六・四七条に挙げられる犯罪に関する訴追の場合、予審判事または自由・拘禁判事は、職権または検察官の請求に基づき、司法的統制に付す旨の命令の中で、本命令の写しの交付が再犯予防に必要と思料される場合、予審対象者がその下に自らの居所を定めた人物に、この命令の写しが交付される旨決定することができる。」

「本条第一項に挙げられる犯罪の一つに関する予審対象者が、公立または私立の学校施設に就学するかまたは就学を請求する資格を有している場合、命令の写しは、いずれの場合にも、予審判事により大学区当局に交付され、かつ、必要があれば、関係施設の長に交付される。予審判事は、同様に、これらの機関に、対象者の就学の場所または態様

に影響を与える、司法的統制上の義務を変更する決定を通知する。」

「第二項の適用によって決定が通知された者がかく得られた情報を援用することができるのは、施設及び場合によつては生徒の宿泊を担当する組織において安全及び秩序について責任を負う職員、並びに、生徒の社会的・衛生的監督の任を負う、職業上の守秘義務に服する専門家のみである。これらの情報の共有は、その任務の遂行に必要なものに厳格に制限される。」

「職業上の秘密の漏洩を処罰する刑法典第二二六・一三条の規定を害することなく、本条の適用によって決定が通知された者、または、第三項の適用によって決定を含む情報を知った者について、当該決定またはその内容をこれらの情報の共有が許可されていない第三者に伝達する行為は、三七五〇ユーロの罰金で処罰される。」

二 第七一二・二二条の後に、次のように起草される第七一二・二二一条が挿入される。

「第七一二・二二一条 刑罰適用判事の監督下に置かれる者が重罪または第七〇六・四七条に挙げられる犯罪について有罪宣告を受けた場合、この司法官は、職権または検察官の請求に基づき、有罪判決、または、刑の修正、仮釈

放、司法監視もしくは保安監視の決定の各写しが、これらの伝達が累犯予防に必要と思量される場合、有罪宣告を受けた者がその下に自らの居所を定めた人物に交付される旨命令することができる。」

「本条第一項に挙げられる犯罪につき有罪宣告を受けた者が、公立または私立の学校施設に就学するかまたは就学を請求する資格を有している場合、決定の写しは、いずれの場合にも、刑罰適用判事により大学区当局に交付され、かつ、必要があれば、関係施設の長に交付される。刑罰適用判事は、同様に、これらの機関に、対象者の就学の場所または態様について影響を与える、有罪宣告を受けた者に課される義務を変更する決定を通知する。」

「第二項の適用によつて決定が通知された者がかく得られた情報を援用することができるのは、施設及び場合によつては生徒の宿泊を担当する組織において安全及び秩序について責任を負う職員、並びに、生徒の社会的・衛生的監督の任を負う、職業上の守秘義務に服する専門家のみである。これらの情報の共有は、その任務の遂行に必要なものに厳格に制限される。」

「職業上の秘密の漏洩を処罰する刑法典第二二六―二三条の規定を害することなく、本条の適用によつて決定が通知

された者、または、第三項の適用によつて決定を含む情報を知った者について、当該決定またはその内容をこれらの情報の共有が許可されていない第三者に伝達する行為は、三七五〇ユーロの罰金で処罰される。」

II — 教育法典第一部第二編第一章は、次のように起草される第L.二二一九条によつて補完される。

「第L.二二一九条 刑事訴訟法典第一三八二条及び第七二二―七二二―一条に定められる場合において、生徒の司法的統制または有罪判決に関する情報が大学区当局に通知された場合、司法的統制の下に置かれまたは有罪宣告を受けた生徒は、当該生徒が服する司法的義務に鑑み、当該生徒が民間施設に収容される場合、または、家庭内でもしくは本法典第L.一三一―一条に定められる遠隔教育の公的サービスにより教育が行われる場合を除き、大学区当局が指定した公的施設に配属される。」

第七条

刑事訴訟法典は、次のように修正される。

一 第七一七―一条第五項は、次のように起草される三項により置き換えられる。

「有罪宣告を受けた者の主治医は、この者に対して、少

なくとも三月に一回、その患者が刑罰適用判事により提示された治療を定められた形で受けているか否かを示す証明書を交付する。有罪宣告を受けた者は、刑罰適用判事が本法典第七二一条、第七二一一条及び第七二九条の適用によつて刑の短縮の取消、補充刑の短縮の付与または仮釈放の付与について判断できるように、この証明書を刑罰適用判事に提出する。」

「有罪判決の写しは、刑罰適用判事によつて、有罪宣告を受けた者の主治医に送付される。訴訟手続の間に行われた鑑定報告書は、同様に、主治医に、主治医の請求または刑罰適用判事の主導により送付される。刑罰適用判事は、加えて、主治医に、一件記録のその他あらゆる有用な書類を送付することができる。」

「第五項及び第六項は、同様に、有罪宣告を受けた者を扱う心理学者に適用される。」

二 第七二一条第三項の最後の一文は、次のように起草される二文によつて置き換えられる。

「有罪宣告を受けた者が刑罰適用判事によつて提示された治療を定められた形で受けていない旨、第七一七一条の適用によつて刑罰適用判事に通知された場合も同様とする。刑罰適用判事の決定は、第七二二五条に定められる

条件の下で行われる。」

三 第七二一一条第一項は、次のように起草される一文によつて補充される。

「有罪宣告を受けた者が刑罰適用判事によつて提示された治療を定められた形で受けていない旨、第七一七一条の適用によつて刑罰適用判事に通知された場合も同様とする。」

四 第七二九条は次のように修正される。

a) 第二項第一文の後に、次のように起草される一文が挿入される。

「有罪宣告を受けた者が刑罰適用判事によつて提示された治療を定められた形で受けていない旨、第七一七一条の適用によつて刑罰適用判事に通知された場合も同様とする。」

b) 第二文の冒頭、「それ (Elle)」という文言は、「仮釈放」という文言により置き換えられる。

第八条

同法典第七三〇一一条第二号において、「二人の鑑定人によつて及び」という文言は、「二人の精神医学鑑定人によつて、または、一人の精神医学鑑定人と、精神病理学に

資料
ついでに基礎的・応用的な大学教育を証明する学位、証書
または資格を有する一人の心理学鑑定人によって……。鑑
定」という文言により置き換えられる。

第九条

Ⅰ — 教育法典第L.六三二七条は次のように再構成さ
れる。

「第L.六三二七条 毎年、司法大臣並びに衛生及び予算
を担当する大臣の共同のアレテは、専攻として精神医学を
選択し、司法の手の下に置かれる者の精神医学的ケアに関
する雇用契約を前述の一九八六年一月九日の法律第八六
一三三号第一一六条に挙げられる国立管理センターと結ぶ
ことができるインターンの数を定める。」

「この契約は、インターンが自らの職業教育から請求で
きる報酬に加えて、インターンの医学教育の終了まで、国
立管理センターにより支給される毎月の手当に対する権利
を設定する。」

「この手当の対価として、インターンは、自らの医学教
育の間またはその後、司法鑑定または再犯予防に関わる、
犯罪学、司法または犯罪精神医学、司法または犯罪心理学
の研修に従事する義務を負う。インターンは、同様に、自

らの研修の終了時から、本条第四項の適用によって選択さ
れる管轄区において、賃金労働者の資格または自由賃金勞
働者の資格で精神科医として職に従事し、さらに、この管
轄区の中で指名を可能とする、控訴院付鑑定人の名簿、及
び、公衆衛生法典第L.三七一一一条に定められる調整医
名簿への登録を申請する義務を負う。インターンの雇用期
間は、手当が支給された期間の二倍に等しいものとするが、
二年を下回ることはできない。」

「インターンの教育の最終年に、司法の手の下に置かれ
る者の精神医学的ケアに関する雇用契約を結んだインター
ンは、司法精神医学鑑定人または調整医の数が不足してい
る管轄区のリストから、職に従事する義務を負う管轄区を
選択する。このリストは、司法大臣及び衛生を担当する大
臣の共同のアレテにより作成される。」

「司法の手の下に置かれる者の精神医学的ケアに関する
雇用契約を結んだ医師またはインターンは、違約金の支払
いと引き換えに、第三項に定められる義務から解放されう
るが、その違約金の額は、この契約の資格で徴収される総
額を超えることができない。この違約金の算定及び支払方
法は、司法大臣並びに衛生及び予算を担当する大臣の共同
のアレテにより定められる。その取立ては、国立管理セン

ターが請け負う。」

「本条の適用条件は、コンセイユ・デタのデクレにより定められる。本デクレは、とりわけ、医師が雇用契約の間に、職に従事する管轄区の変更が許可されうる態様並びに他の裁判所の管轄区のために作成される控訴院付鑑定人の名簿及び調整医名簿への登録が許可されうる態様、並びに、契約の対象となる研修の認証の欠如、及び、控訴院付鑑定人または調整医としての受命拒否が、第三項に挙げられる労働契約の破棄とみなされうる条件を精確に示す。雇用契約が結ばれうる、同第三項に挙げられる研修の一覧は、司法大臣並びに高等教育及び衛生を担当する大臣の共同のアレテにより決定される。」

II — 同法典第L.六八一一条第一項、並びに、第L.六三二一条及び第L.六八四一条について、「第L.六三二一条」の参照の後に、「第L.六三二七条」の参照が挿入される。

III — 社会保障法典第L.一三六一条第一項の最後の文について、「第L.六三二六条に挙げられる手当」という文言は、「第L.六三二六条及び第L.六三二七条に挙げられる手当」という文言により置き換えられる。

IV — 司法鑑定人に関する一九七一年六月二九日の法律

第七一四九八号第二条は、次のように修正される。

一 「鑑定人」という文言の後に、IIIの末尾が次のように起草される。「控訴院により作成される名簿へ少なくとも五年前から登録されていることが証明されず、または、フランス以外の欧州連合加盟国において認定され、かつ、その国において五年を下回らない期間、司法活動の枠内で裁判所に技術的情報を提供しうる活動に従事したことにより特に獲得された資格が証明されない場合には、司法」

二 IVについて、「拒否」という文言の後に、「登録または」という文言が挿入される。

第一〇条

公衆衛生法典第L.六一五二四条は、次のように修正される。

一 第一項の冒頭について、「I —」という記載が加えられる。

二 次のように起草されるIIが加えられる。

「II — 上述の一九八三年七月一三日の法律第八三六三四号第二五条を第L.六一五二一条第一号ないし第四号に挙げられる職員に対して適用する規定は、これらの職員が刑事訴訟法典の適用によって司法官により命令される鑑

資料
定の実施のために職務時間の一部を充てることができる条件を定める。」

第一条

社会福祉・家族法典第L.三一二条最終項は、次のように起草される。

「第L.三一二―一条に定められる計画促進手続は、第L.三一二―一条I第四号に挙げられる国家機関及び部局に対しては適用されない。」

第二条

I ― 犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五―一七四号第二章は、次のように起草される第一二―三条により補充される。

「第一二―三条 収容決定を除く、第八条、第一〇―二条、第一〇―三条、第一二―一条、第一五条、第一五―一条、第一六条の二、第一六条の三及び第一九条に定められる教育的措置もしくは制裁を命じ、または、閉鎖的自由剝奪刑以外の刑罰を宣告する、執行力を持つ決定を言い渡す場合、少年及び出席しているその法定代理人に対して、法定代理人の聴問または審理の後、最大で五就業日の期間内に、決

定を実行するために指定される青少年司法保護局へ出頭するよう召還通知が交付される。青少年保護局は、かくして措置の実行を委託される。」

「未成年者が定められた期日に出頭しない場合、少年係判事または予審判事は、判事が有益と認める場合には少年を自らの下へ召喚し、または、最大で一〇日の期間内に、青少年の司法的保護の部局へ召喚する。」

II ― 犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五―一七四号第一二―三条は、二〇一四年一月一日より発効する。

第三条

I ― 刑法典は、次のように修正される。

一 第一三三―一六条第二項は、次のように起草される一文により補充される。

「他方で、補充刑として、終局的に、禁止、無能力または失権が言い渡された場合、復権は、四〇年の期間経過後にのみ効力を生じる。」

二 第二二―三―一条第四号の末尾、第二二―三―三条第二号の末尾、第二二―五―一条第四号、第二二―五―三条第三号、第二二―五―五条、第二二―七―三条、第四四―二―一六条及び

第四五〇―五五條、並びに、第四六二―六六條の末尾において、「それらの者の財産」という文言は、「それらの者の所有する財産、または、善意の所有権の留保の下で、それらの者が自由に処分できる財産」という文言により置き換えられる。

三 第四二二―二六條について、「それらの者の財産の」という文言は、「それらの者の所有する財産、または、善意の所有権の留保の下で、それらの者が自由に処分できる財産、」という文言により置き換えられる。

四 第二二二―二四九條第二項及び第三二四―二七條第一二号において、「有罪宣告を受けた者」という文言の後に、「または、善意の所有権の留保の下で、それらの者が自由に処分できる」という文言が挿入される。

II ― 刑事訴訟法典は、次のように修正される。

一 第七三六條及び第七四六條の最終項は、次のように起草される一文により補完される。

「補充刑として、終局的に言い渡される無能力、禁止及び失権は、有罪判決が無かつたものとみなされた日から数えて四〇年の期間経過後に効力を失う。」

二 第七七五條第四号は、次のように起草される一文により補完される。

「補充刑として、終局的に言い渡される禁止、無能力または失権も同様である。」

三 第七八三條は、次のように起草される一項により補完される。

「但し、復権が控訴院予審部により承認される場合には、同第一三三―一六條第二項は適用されず、復権は、同項に定められる有罪判決に対して直ちに効力を生じる。」

III ― 本条 I 第一号及び II は、本法律の公布後に行われる犯行に関する有罪判決について、二〇一五年一月一日より発効する。

第一四條

I ― 刑法典第一三三―一六條の後に、次のように起草される第一三三―一六一條が挿入される。

「第一三三―一六一條 その者が欧州連合加盟国の刑事裁判所により次に挙げる刑罰の一つを宣告された場合、復権は、以下に定める期間の経過後のみ、それに先行するフランスでの有罪判決に効力をもちうる。」

一 言い渡された刑罰が金銭的制裁である場合、この有罪判決の消滅の時点、または、その言い渡しから数えて三年が経過した時点。

二 言い渡された刑罰が一年を越える期間の拘禁刑である場合、この有罪判決の消滅時点、または、その言い渡しから数えて一〇年が経過した時点。

三 言い渡された刑罰が一〇年を越える期間の拘禁刑である場合、この有罪判決の消滅時点、または、その言い渡しから数えて四〇年が経過した時点。

四 その者が第一号ないし第三号に定められる刑罰以外の刑罰を宣告された場合、この有罪判決の消滅時点、または、その言い渡しから数えて五年が経過した時点。

II 刑事訴訟法典は、次のように修正される。

一 第七六九条は、次のように修正される。

a) 第三項第二文において、「時効にかからない」という文言の後に、「または外国の裁判所による」という文言が挿入される。

b) 次のように起草される第一〇号が加えられる。

「二〇 外国の裁判所によって言い渡される有罪判決は、当該国家による有罪判決の削除通知の受諾、または、フランスの裁判所により命じられる記載取消の決定から。ただし、有罪判決が欧州連合加盟国の裁判所により言い渡された場合には、フランスの裁判所により命じられる取消は、他の欧州連合加盟国への中継を妨げない。」

二 第七七〇条の後に、次のように起草される第七七〇一条が挿入される。

「第七七〇一条 フランス所属民が外国の裁判所により有罪判決を下され、この有罪判決が犯罪記録第一号票に記載される場合、この者は、その住所地または外国に居住している際にはパリの軽罪裁判所に対して、この記載の取消を請求することができる。」

「請求は、刑法典第一三三―一六一一条に定められる期間経過後のみ、管轄を有する裁判所に対して行うことができ、この期間経過前に行った場合、不受理となる。」

「請求は、本法典第七〇三条に従って予審に付され、判断される。」

「有罪判決が欧州連合加盟国の裁判所によるものである場合、犯罪記録第一号票の記載の取消は、他の欧州連合加盟国への中継を妨げない。」

三 第七七五条第一三号は、「少年に関する、または、刑事手続以外の目的での利用が有罪判決を下した裁判所により明確に除外された」という文言により補完される。

四 第七七五一条は、次のように起草される一項により補完される。

「フランス所属民が外国の裁判所により有罪宣告を受け

た場合、この者は、同様に、同じ手続に従って、その住所地のまたは外国に居住している際にはパリの軽罪裁判所に對して、その記載が第二号票から取り消されることを請求することができる。

五 第七七五-一二条の後に、次のように起草される第七七五-一三条が挿入される。

「第七七五-一三条 ある者の犯罪記録第二号票に含まれる情報は、それが外国の裁判所により言い渡された有罪判決に関するものである場合、刑法典第一三三-一六一一条に定められる期間の経過後に消去される。」

六 第七七七条は、次のように修正される。

a) 第一項において、「言い渡された」という文言の後に、「国内裁判所により」という文言が挿入される。

b) 最終項の前に、次のように起草される一項が挿入される。

「第三号票は、同様に、外国の裁判所により言い渡された、いかなる猶予も伴わない二年を越える期間の自由剝奪刑の有罪判決を対象とする。」

c) 最終項が、「当事者により付託された、欧州連合加盟国の政府当局に関するものを除き、」という文言により補充される。

d) 次のように起草される一項が加えられる。

「申請者が欧州連合加盟国に所属する外国人である場合、その国の政府当局が自らに引き渡された号票上に表れている記載を伝達するため、第三号票のあらゆる請求は、その国の政府当局に対してなされる。」

七 第七七七-一一条において、「の第一項」という文言が削除される。

III — 本条による刑法典及び刑事訴訟法典の規定は、二〇一二年四月二七日以降、外国の裁判所により言い渡された有罪判決のみ適用される。

IV — 重罪累犯リスクの減少を目指した、刑事手続の諸規定に関する二〇一〇年三月一〇日の法律第二〇一-二-四二号第一七条III第二項は、削除される。

第一五条

刑事訴訟法典第七〇六-五三五条第五項の最後から二番目の文が、次のように起草される。

「その者が法律上の累犯の地位にある場合、毎月の提出の制度は当然に適用される。」

資料
第三章 没収刑の執行に関する諸規定
第一六条

I — 刑法典第一三一一二条第九項第一文は、次のように起草される。

「没収は、価額として命令せらるる。」

II — 刑事訴訟法典第七〇六一四一条の後に、次のように起草される第七〇六一四一一一条が挿入される。

「第七〇六一四一一一条 差押は、同様に、価額として命令せらるる。本編第三章及び第四章に定められる特定の財産の類型に固有の規定は、価額として差押が執行される財産に適用される。」

第一七条

I — 刑法典第一三一一二一条は、次のように修正される。

一 第五項において、「没収が予定される財産について説明をすることができる者が、」その権原を証明することができる「なかつた場合、」という文言は、「または、その者が自由に処分できる善意の所有権の留保の下、没収が予定される財産について説明をすることができる、有罪宣告を受けた者も、所有者も、」その権原を証明することができる「」

なかつた場合、」という文言により置き換えられる。

二 第六項において、「有罪宣告を受けた者」という文言の後に、「または、その者が自由に処分できる善意の所有権の留保の下、」という文言が挿入される。

II — 刑事訴訟法典第七〇六一四八条第一文は、次のように起草される。

「捜査が五年以上の拘禁刑で処罰される犯罪を対象とする場合、自由・拘禁判事は、共和国検事の請求に基づき、理由を付した命令により、国庫から貸し付けられる費用によって、重罪または軽罪を処罰する法律がそれを定める場合、または、その財産の権原が証明されなかつた場合、刑法典第一三一一二一条第五項及び第六項の適用によって没収が予定される財産の差押を認めることができる。」

第一八条

刑事訴訟法典は、次のように修正される。

一 第七〇七一条第二項は、次のように起草される二項により置き換えられる。

「ただし、罰金の徴収及び価額としての没収を執行するための訴追は、共和国検事の名において、権限のある公会計官により、または、価額としての没収があらかじめ差押

られた財産について執行される場合には、差押及び没収財産管理・徴収センターにより行われる。」

「その他の没収の執行は、第七〇六一六〇条第一号及び第二号に挙げられる動産または不動産を対象とする場合、それらの財産があらかじめ委託されていない場合であっても、共和国検事の名において、差押及び没収財産管理・徴収センターにより実行される。差押及び没収財産管理・徴収センターは、必要があれば、公示の手続を行う。」

二 同第七〇七一一条の最後から二番目の項は、次のように起草される。

「刑の時効は、検察官、刑罰適用裁判所の行為または決定により中断し、その管轄に属する罰金または没収刑については、その執行を目的とする、財務局または差押及び没収財産管理・徴収センターの行為または決定により中断する。」

三 「定められる」という文言の後に、第七〇六一六〇条第三号の末尾が次のように起草される。「公法人財産一般法典第L.二二二一九条及び本法典第七〇七一一条に」

第一九条

同法典第七一三四〇条は、次のように修正される。

一 第三項は、次のように起草される二項により置き換えられる。

「没収の判決の執行費用は、徴収される総額から控除される。

徴収される金員の総額及び没収された財産の売却益は、執行費用を差し引き、その総額が一〇〇〇〇ユーロを下回る場合にはフランス国に帰属し、そうでない場合には、その半分がフランス国に、もう半分が申請国に帰属する。」

二 最終項は、次のように起草される一文により補充される。

「徴収される総額は、全ての費用を差し引き、本条に定められる原則に従って分割される。」

第二〇条

道路法典第L.三二五一一一条第二項第二文において、「差押及び没収財産管理・徴収センターに」という文言は、「固有財産局に」という文言により置き換えられる。

第四章 雑則

第二一条

本法第四条ないし第八条、及び、第二二条ないし第二〇

料 条、並びに、第九条IVは、ニューカレドニア、仏領ポリネシア及びワリス・フトゥナ諸島において適用される。

第二二条

行刑施設に関する二〇〇九年一月二四日の法律第二〇〇九一四三六号第一二条第二項の後に、次のように起草される一項が挿入される。

「行刑機関の職員は、同様に、司法省の中央機関を収容する建造物の保護を保障する。」

(徳永元)

(1) JORF n° 0075 du 28 mars 2012, p.5592, texte n° 1.

(2) 本法については、服部有希「立法情報—フランス」
行刑改革に関する法改正『外国の立法(二〇二二・八)』
(国立国会図書館調査及び立法考査局) (http://di.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3517515_po_02520205.pdf?contentNo=1) (二〇一三年一〇月二一日現在) ぶもその概要が紹介されている。

(未完)